

登 録 規 程

[S23. 3. 3制定, 25. 2. 25, 27. 2. 28, 28. 2. 27, 29. 2. 26, 30. 2. 22, 37. 2. 6, 40. 2. 23, 43. 2. 13, 46. 2. 9, 47. 2. 9, 50. 2. 6, 53. 2. 19, 58. 7. 13, 60. 4. 1, 62. 4. 1, H1. 4. 1, 10. 6. 18, 11. 6. 24, 22. 5. 10, 26. 6. 27改正, 27. 4. 1施行, 29. 2. 6一部改正, 29. 4. 1施行]

第1条 本会は黒毛和種, 褐毛和種ならびに無角和種の肉用種としての能力およびこれに伴う形質を改善し, その斉一性を高め, かつこれを確実に遺伝せしめるため本規程により登録を行う。

第2条 本規程による登録の種類は次の3種とする。

基本登録

本原登録

高等登録

第3条 登録の補助手段として子牛登記を行う。

第4条 基本登録は次の条件を備えたものについて行う。

1. 父母, 祖父母とも登録牛で子牛登記証明書を有するもの。
2. 雄は生後12か月以上, 30か月未満, 雌は生後14か月以上, 30か月未満において別に定めるところにより審査の結果, 雄は80点以上, 雌は77点以上を得点したもの。

ただし, やむを得ない理由があることが明らかな場合には, 生後30か月以上において, 同審査の結果, 雄は80点以上, 雌は77点以上を得点したもの。

3. 別に定める遺伝的不良形質の制限条件に抵触しないもの。

第5条 本原登録は, 別に定めるところによる本会認定の改良組合の存する地区において生産飼育され, 次の各号の条件を備えたものにつき, これを行う。

1. 父母, 祖父母ともに登録牛で, 子牛登記証明書を有するもの。
2. 父は審査得点81点以上で, 母は審査得点80点以上のもの。
3. 別に定める遺伝的不良形質の制限条件に抵触しないもの。
4. 本牛の産肉能力に関する期待育種価が, 別に定める条件を満たすもの。
5. 雄は生後12か月以上, 30か月未満, 雌は生後14か月以上, 30か月未満において, 別に定めるところにより審査の結果, 雄では83点以上, 雌で81点以上を得点したもの。

ただし, やむを得ない理由があることが明らかな場合には, 生後30か月以上において, 同審査の結果, 雄では83点以上, 雌で81点以上を得点したもの。

第6条 高等登録は次の各号の条件を備えた基本登録牛または本原登録牛についてこれを行う。

1. 父母, 祖父母ともに登録牛であること。
2. 繁殖成績良好であるもの。
3. 別に定める遺伝的不良形質の制限条件に抵触しないもの。
4. 次の(1)または(2)のいずれかに該当すること。
 - (1) 基本登録または本原登録の審査時において, 雄では83点以上, 雌では81点以上を得点したもの。
 - (2) 高等登録時に採点審査し, 雄では83点以上, 雌では81点以上を得点したもの。
5. 本牛の産肉能力に関する育種価が, 別に定める条件を満たすもので,

(1) 雄にあっては、次のイ、ロいずれにも該当するもの。

イ. 間接検定または現場後代検定の終了しているもの。

ロ. 産子検定を受け、その成績が良好なものであること。または審査得点81点以上の登録牛15頭以上を生産していること。

(2) 雌にあっては、次のイまたはロに該当すること。

イ. 審査得点81点以上の登録牛2頭以上を生産していること。

ロ. 本原登録牛の場合または、基本登録牛で父母ともに高等登録牛若しくは本原登録牛の場合、審査得点81点以上の登録牛1頭以上を生産していること。

6. 別に定めるところにより個体の特質を確認するための外貌記載法審査を受けたもの。

第7条 登録された雌牛の産子について、子牛登記を受ける際は、生後4か月までに所定の子牛登記検査を受けなければならない。本会は、子牛登記検査に合格した産子について、生後6か月までに子牛登記を行い、子牛登記証明書を交付する。

第8条 登記または登録は、次の要領によって本会に申し込まなければならない。

1. 基本登録または本原登録は第4号ひな型の子牛登記証明書をもって申し込む。

2. 高等登録は登録証明書（基本登録証明書または本原登録証明書）を添えて申し込む。

3. 子牛登記の申し込みは第16条の分娩届をもって申込書に代える。

第9条 登録の申し込みがあった場合は、本会は所定の審査をなし、合格したものを登録する。

第10条 登録および登記に関する審査または検査は本会の任用または委嘱した審査委員2名以上で行う。

第11条 登録または登記した場合には申込者に次のごとく証明書を交付する。

1. 基本登録牛では第1号ひな形の基本登録証明書を交付する。

2. 本原登録牛では第1号の1ひな形の本原登録証明書を交付する。

3. 高等登録牛では第2号ひな形の高等登録証明書を交付する。

4. 子牛登記牛では第4号ひな形の子牛登記証明書を交付する。

第12条 登録規程により登録または登記されるものの記号は、次の通りとし、登録および登記の番号のつけ方等については別に定めるところによる。

基本登録 黒、褐または無

本原登録 黒原、褐原または無原

高等登録 黒高、褐高または無高

子牛登記 子○黒、子○褐または子○無

第13条 雄の登録牛または子牛登記牛で、本会承認の産肉能力検定を受け、所定の成績を収めたものには、申込みによりその登録証明書に、第9号ひな形の記号および別に定める項目に関する数値を記す。

第14条 雄の登録牛で本会所定の種雄牛の産子検定または遺伝的不良形質に関する検定を受け、その成績良好なものには、第10号ひな形の証明書を交付するとともに、該当牛の登録証明書に第8号ひな形の記号を記す。

第15条 産肉能力検定および後代検定に関する届出、検定方法、立会成績の判定等に関する事項は別に定めるところによる。

第16条 登録牛が分娩したときは、その所有者は第8号様式によって直ちに本会に届け出なければならない。

第17条 登録牛の所有者に移動があったときは、譲受者は第9号様式の移動証明申請書に、登録証明書を添えて本会に提出し、所有者変更の証明を受けなければならない。

第18条 登録または登記に関し、虚偽または不正の行為があったと認めるときは、定款第9条により除名し、その登録または登記を取り消す。

第19条 高等登録牛で調査に誤りを発見し、その条件に合致しなくなった場合、その登録は、これを取り消す。また、その産子に別に定める遺伝的不良形質の制限条件に抵触したものが出現した場合の取り扱いは、別に定める。

第20条 登録または登記の内容につき誤りを発見したときは、その登録または登記はこれを更正する。更正し得ないものはこれを取り消す。

第21条 登録または登記証明書を汚損し、その所有者から第10号様式の再交付（書換）申請書が本会に提出されたときは調査のうえ、別に定める方式により書換交付する。再発行される登録または登記証明書には、その欄内に「書換」の文字を捺印するものとする。

第22条 登録または登記証明書を亡失し、その所有者から第10号様式の再交付（書換）申請書が本会に提出されたときは調査のうえ、事情やむを得ないと認めただけの場合のみ別に定める方式により再交付する。再発行される登録または登記証明書にはその欄内に「再交付」の文字を捺印するものとし、その交付により原証明書は効力を失う。

第23条 第13条、第14条、第18条、第19条、第20条、第21条および第22条については本会発行の機関誌に掲載して公告する。

第24条 登録牛または登記牛が斃死し、またこれをと畜したときは、その所有者はその月日を明示し、直ちに登録または登記証明書を添えてその旨本会に届けなければならない。なお、牛トレーサビリティ制度により、異動年月日（死亡年月日）あるいはと畜年月日の届出がされたものは、前述の届出を行ったものとみなす。

第25条 登録した牛はこれを本会発行の登録簿に掲載する。

2 前項の登録簿は電磁的方法により作成することができる。

第26条 本規程により本会に提出する書類は本会支部を経由しなければならない。ただし、支部のない地域においてはこの限りではない。

第27条 登録、登記料ならびに諸証明料は別表の通りとし、申込みの際に納付しなければならない。

2 前項の登録、登記料ならびに諸証明料とは別に、理事会の決議による登録業務または登記業務に関する必要な経費について、申込みの際に納付しなければならない。

附 則

第28条 この規程は、平成29年4月1日から、これを施行する。

第29条 昭和60年4月1日改正前の登録規程による登録牛で父または母が補助牛であるものの産子は本登録規程第4条の1に準じ基本登録を申し込むことができる。

第30条 旧規程による育種登録牛は、本登録規程による高等登録の要件を満たしたものとみなす。

第31条 本規程第5条第4項については、平成14年4月1日から施行する。